

教区総会議員の互選手続きに関する規則

第1条 九州教区規則第1条第1項第2号および第3号に該当する議員(以下「互選議員」という。)の互選はこの規則の定める手続きによって行なう。

第2条 前条の議員の互選は無記名投票による。

第3条 教区事務所は教区総会議員の任期が満了する年(以下「選挙年」という。)の3月1日現在を以て、教区に登録された教師名簿に基づき、教区規則第1条第1項第2号および第3号に該当する議員の互選者名簿を作成する。

第4条 教区事務所は選挙年の3月10日以前に第3条の互選者に対し投票用紙および封筒を送付して投票を求める。

第5条 投票用紙は互選議員の各号につき別々に作り、これにそれぞれの号の互選者全部の氏名を記し、且つ、選出すべき議員の数(以下「所定数」という。)および投票締切の期日を明記する。

第6条 投票者は投票用紙に記された氏名のうち、選出しようとする者の氏名の上に○印を付し、これを小封筒に入れて封緘し、更にこれを大封筒に入れて教区事務所に提出する。

② ○印を付ける氏数の数は所定数またはそれ以下でなければならない。

③ 投票者は大封筒の表面にその氏名を記し、小封筒には記名してはならない。

第7条 投票締切の期日は選挙年の3月25日とする。投票は期日までに教区事務所に到着しなければならない。

第8条 投票は締切期日後3日以内に役員会において開票する。

② 開票のときは、先ず大封筒に記した投票者の氏名を互選者名簿と対照してその数を確認し、後にこれを開封して内容の小封筒を封緘のまま取出してよくこれを混ぜ合わせる。その後小封筒を開封して投票用紙を取出して得票数を調べる。

第9条 下記各号の投票は無効とする。

- (1) 第6条の規定に違反したもの
- (2) 期日を経過して教区事務所に到着したもの
- (3) 送付した投票用紙と異なる他の用紙を使用したもの

第10条 得票数の多い者を以て当選者とする。

② 得票数が同じであるときは年長者を以て当選者とする。

第11条 互選議員に欠員ができたときはその号の次点者を以て補充する。次点者の無いときは常置委員会で補欠者を選定する。

第12条 投票の結果は遅くとも4月10日までに各互選者に通知する。

第13条 この規則に掲げた期日が日曜日に当るときは、それぞれその翌日に繰下げる。

第14条 この規則は教区総会で出席議員の3分の2の同意が無ければ変更することは

できない。ただし期日の変更は常置委員会の議決を経て行なうことができる。

付 則

この規則は教団総会議長の同意を得た日から施行する。